○伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金交付要綱

平成16年４月１日告示第167号

改正

平成18年３月８日告示第10号

平成23年４月19日告示第71号

平成24年４月12日告示第72号

平成26年４月17日告示第65号

平成26年５月２日告示第79号

平成28年１１月１日告示第153号

平成30年11月21日告示第212号

令和２年６月30日告示第155号

令和３年１月20日告示第10号

令和４年４月１日告示第73号

令和５年３月29日告示第49号

令和５年３月31日告示第78号

令和６年３月29日告示第55号

伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市は、住民による自主防災組織が実施する防災資機材整備事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において「自主防災組織」とは、地域の住民により自主的に結成された防災のための組織をいう。

（補助の対象）

第３条　補助金の交付の対象となる事業は、別表のとおりとする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に規定する補助の対象資材の購入に要する経費（以下「購入資機材」と

いう。）の３分の２を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた

額）とし、補助限度額は１年度につき自主防災組織当たり50万円とする。

２　静岡県が定めるわたしの避難計画（以下「わたしの避難計画」という。）の作成世帯数が９割以上の自主防災組織にあっては、購入資機材の４分の３を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助限度額は１年度につき自主防災組織当たり100万円とする。

３　前２項に掲げる世帯数は、交付を受けようとする年度の４月１日における回覧等配布物各戸配

　布数とする。

　（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者は、伊豆市自主防災組織資機材等整備事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　⑴　購入資機材の見積書の写し

　⑵　設置箇所の分かる地図（街頭用消火器格納庫、防災倉庫を購入する場合）

　⑶　わたしの避難計画作成報告書（様式第２号。第４条第２項に該当する場合）

　⑷　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付申請書の提出期限）

第６条　前条の交付申請書の提出期限は、毎年12月末とする。

(交付の決定)

第７条　市長は、第５条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金の交付決定通知書（様式第３号）により、自主防災組織の代表者に通知するものとする。

（交付の条件）

第８条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

⑴　購入資機材は、日本工業規格等に適合し、災害時の使用に耐えうるものとする。

⑵　購入資機材は、耐用年数の中で当該購入資機材の製造又は販売するものからの保証を受けら

れることを考慮するものとする。

⑶　購入資機材は、台帳等を整備し災害時に地域住民が利用できるものとして保管するものとし、保守点検、修繕等の管理に努めること。

　（変更の承認申請）

第９条　第７条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）

が、申請書の内容を変更しようとするときは、伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金の

変更交付申請書（様式第４号）に第５条第１項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を承認したときは、伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金の変更交付決定通知書（様式第５号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、伊豆市自主防災組織資機材等整備事業補助金実績報告書（様式第６号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　⑴　購入資機材の領収書

　⑵　購入資機材の写真

　⑶　設置箇所の分かる地図（街頭用消火器格納庫、防災倉庫を購入する場合）

　⑷　前３号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の確定)

第11条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金の交付確定通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条　前条の規定により補助金交付確定通知を受けた者は、速やかに請求書(様式第８号)により補助金を請求するものとする。

（実績報告書の提出期限）

第13条　前条の実績報告書の提出期限は、毎年２月末とする。

附則

この告示は、平成16年４月１日から施行する。

附則（平成18年３月８日告示第10号）

この告示は、平成18年４月１日から施行する。

附則（平成23年４月19日告示第71号）

この告示は、公示の日から施行する。

附則（平成24年４月12日告示第72号）

この告示は、公示の日から施行する。

附則（平成26年４月17日告示第65号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附則（平成26年５月２日告示第79号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附則（平成28年１１月１日告示第153号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

　　附則（平成30年11月21日告示第212号）

この告示は、平成31年４月１日から施行する。

　　附則（令和２年６月30日告示第155号）

この告示は、告示の日から施行する。

　　附則（令和３年１月20日告示第10号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

　　附則（令和４年４月１日告示第73号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

　　附則（令和５年３月29日告示第49号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　　附則（令和５年３月31日告示第78号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

　　附則（令和５年７月13日告示第129号）

この告示は、公示の日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

　　附則（令和６年３月29日告示第55号）

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助の対象資材 |
| 情報伝達用資機材 | 電池メガホン |
| 簡易無線機 |
| ドローン |
| 防災ベスト |
| ＬＥＤ合図灯(誘導棒) |
| Wi-Fiルーター(本体及び付帯工事費に限る) |
| 標旗・腕章 |
| 初期消火用資機材 | 街頭用消火器格納庫 |
| 街頭用消火器 |
| バケツ |
| 土のう袋 |
| 小型動力ポンプ |
| 消火ホース |
| 管鎗（ノズル付） |
| 救助用資機材 | バール |
| 折りたたみはしご |
| のこぎり |
| 掛矢 |
| 斧 |
| スコップ（角・剣） |
| つるはし |
| くわ |
| なた |
| 金テコ |
| 鉄線ばさみ |
| 大ハンマー |
| 片手ハンマー |
| ジャッキ |
| ウインチ |
| エンジンカッター |
| ロープ |
| 脚立 |
| チェンソー |
| ライフジャケット |
| 救護用資機材 | 担架 |
| リヤカー・台車・荷車・一輪車 |
| 救急セット |
| ＡＥＤ |
| ヘルメット |
| 車いす |
| 避難生活用資機材 | 燃料 |
| モバイルバッテリー |
| 大型送風機 |
| マスク |
| 非接触型体温計 |
| 消毒液 |
| 強力ライト |
| ビニールシート |
| ポリタンク類 |
| 発動発電機 |
| 充電池・蓄電池 |
| ガス発電機用ガスボンベ |
| 避難地非常用照明設備 |
| 防災用テント |
| 間仕切り |
| ウェットボディタオル(保存年限５年以上のもの) |
| 簡易トイレ |
| コードリール |
| 燃料携行缶 |
| 浄水器 |
| 防災用毛布 |
| 寝袋 |
| 防災用サバイバルシート（防寒・保温シート） |
| 敷きマット |
| 炊き出し機 |
| カセットコンロ |
| カセットボンベ |
| 非常食（保存年限５年以上のもの） |
| 保存水（保存年限５年以上のもの） |
| その他 | 防災倉庫（既設倉庫の修繕・撤去費を含む） |
| 市長が特に必要と認めたもの |